

建物の滅失届などの手続はお早目に

建物を取り壊したり、未登記の建物の所有者が変わったりした時には、建物の滅失や所有者変更の届出書を提出してください。

この手続きを忘れると、実際には所有していない建物に対し、固定資産税が課税されることとなります。

◆提出期間

12月28日（木）まで

◆提出場所

熊野市役所税務課、紀和総合支所、各出張所

◆担当

税務課固定資産税係 熊野市役所内線 154、155